

労働者派遣事業に係る情報提供

事業報告（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の内容に基づき以下の通り情報提供します。

（労働者派遣法第23条第5項）

- 令和4年6月1日付け 派遣労働者の数 0人
- 令和3年度 派遣先事業所数 0事業所
- 令和3年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額
実績なし (8時間 全業務平均)
- 令和3年度 派遣労働者の賃金の額の平均額
実績なし (8時間 全業務平均)
- マージン率 実績なし

$$\text{※マージン率} = \frac{\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の額の平均額}}{\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額}}$$

※マージン率には、下記の費用が含まれています。

- ・教育訓練中の派遣労働者の賃金、年次有給休暇取得時の賃金
- ・当社が負担する社会保険料（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金）
- ・教育訓練費、福利厚生費
- ・当社の間接社員の人件費、事務所費、光熱費、営業費など

6. 教育訓練に関する事項

| 訓練種別 | 対象となる派遣労働者 雇い入れ時・派遣中・待機中 | 訓練方法 OJT・OFF-JT | 訓練費用の負担額 無償・有償 | 賃金支給 有給・無給 |
|------------------|-----------------------------|--------------------|-------------------|---------------|
| 新入社員研修 | 雇い入れ時 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| 階層別研修 | 派遣中・待機中 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| SE・プログラマ 技術研修 | 派遣中・待機中 | OJT・OFF-JT | 無償 | 有給 |
| 安全衛生教育 | 派遣中・待機中 | OFF-JT | 無償 | 有給 |

7. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

・労使協定を締結している

- ①協定労働者の範囲：プログラマー、システムエンジニア
- ②協定書の有効期間の終期：令和5年3月31日

以上